

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年六月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 吉 岡 一 成

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
番地二まで	日高市大字森戸新田字松林一三五番地一地从先から 同市大字森戸新田字松林一三二	区 間
	二五・〇〇〃 四二・七三	敷地の幅員 (メートル)
	七四・八〇	延長 (メートル)
	令和三年九月十日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十四号の道路予定区域の一部変更である。	備 考